

令和7年度 帯広市立帯広第一中学校 部活動基本方針

1. 部活動の目的

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として実施するものである。したがって、部活動は、体力や技術の向上を目指すことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることを目的とする。

2. 学校としての部活動の考え方

「帯広市立学校に係る部活動の方針（令和6年4月改正）」に則り、帯広市立帯広第一中学校では、心身共に成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全な指導を行う。また、顧問のみならず、地域の外部人材部を活用することにより、指導体制の充実を図る。

3. 基本方針

(1) 設置する部活動（令和7年4月現在）

運動部・・・野球部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール、男子バドミントン部、女子バドミントン部、卓球部、アイスホッケー部（合同チーム）

文化部・・・吹奏楽、合唱、美術

(2) 部活動に関する連絡・相談窓口

相談・要望は、下記の連絡先あてに提出することとする。

〒080-0043

帯広市西13条北7丁目1番地 帯広市立帯広第一中学校

TEL 0155-34-3939

FAX 0155-34-7604

メールアドレス obi1jhs@f1.octv.ne.jp

担当 芹澤拓也（教頭）

(3) 活動時間および日数

①平日の活動時間は2時間程度とし、土・日、祝日の活動時間は3時間程度とする。

また、1週間当たりの活動時間の基準は11時間程度とする。なお、以下の時間は活動時間には含めないものとする。

①活動場所までの移動時間 ②活動のための準備・片付け時間 ③休憩や昼食時間

④部活動を単位とした学習会やテスト対策勉強時間 ⑤大会等の当番校業務を行う時間

②各部顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせる。また、各部で作成した活動計画は、校長に提出し、校長は各部の活動について把握、指導、助言を行う。

③土・日、祝日のいずれかにおいて1日以上、また、平日は各部で設定する1日以上を休養日とし、週2日以上を休養日とし、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

なお、週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週の週末または祝日に振り替えることを基本とする。また、学校閉庁日は休養日とする。ただし、大会等で休養日がとれない場合は長期休業中に振り替えることができる。

※休養日は、平日または休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。

④定期テスト（中間テスト、期末テスト、学年末テスト）実施日の3日前から、活動を停止

する。

- ⑤長期休業中の活動については、1日の活動時間を3時間程度とし、休養日については、学期中に準じた扱いとする。
- ⑥体育館の使用については、次の時間帯において交代するものとする。なお、割り当てについては、体育館を使用する部活動顧問で調整する。
- ⑦大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。なお、活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31以上の場合は、原則として活動を行わない。

【体育館を使用する部活動の時間帯】

- 〈平日〉 前半 15:45～17:30 (放課後にすぐ活動開始)
後半 17:30～19:30 (放課後は一旦帰宅し、活動時間に合わせて登校)
〈土・日、祝日、長期休業中〉 ① 9:00 ② 12:00 ③ 15:00 (3交代基本)

(4) その他

- ①運動部の服装は、原則として体育授業時の服装とする。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他の装具は、部内で指定されたものを着用する。
- ②携帯電話およびスマートフォンについては、部活動での使用を原則として禁止する。
ただし、やむを得ない事情がある場合は、顧問にその旨を前もって伝え、許可を得ること。

4. 部活動への入部・退部について

(1) 入部について

- ①2～3年生の部活動加入希望者は、保護者の承認のもと「部活動入部申込書」を部活動顧問に提出し入部が認められる。途中から入部する場合も同様である。
- ②1年生の部活動加入希望者は、4月の仮入部期間(4月3週まで)を経て、保護者の承認のもと「部活動入部申込書」を担任に提出し、部活動顧問が確認した後入部が認められる。

(2) 退部について

- ①退部を希望する場合は、まずは保護者や顧問、担任と相談した後に、保護者の承認のもと「部活動退部届」を顧問に提出し、退部が完了する。

5. 指導・運営に係る体制について

(1) 顧問・指導者の配置について

- ①生徒や教師の人数等を踏まえ、適切な数の部活動を設置する。
- ②長時間勤務の解消等の観点から、部活動ごとに複数の顧問を配置できるよう体制を整える。

(2) 顧問・指導者の身分

- ①部活動は、勤務時間外の活動であるため、原則として、教師は必ずしも指導者となるものではないことを保護者に周知し理解を得る。
- ②日本中学校体育連盟の大会出場規定に、「引率は当該校の教諭でなければならない。」と定められている競技の場合は、学校体制として校長が個別に引率を依頼する。
- ③部活動の指導において、その種目を専門に経験してきているわけではないことを保護者に周知し理解を得る。